

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備のうち、下記の要件を満たすものについては固定資産税（償却資産）を軽減する特例措置が適用されます。

1. 対象資産

種類	特例率	適用要件
太陽光発電	最初の3年間 2/3	1,000kW未満の特定太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）
	最初の3年間 3/4	1,000kW以上の特定太陽光発電設備（認定発電設備及び下記の※2-②に該当する設備を除く。）
風力発電	最初の3年間 3/4	20kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 2/3	20kW以上の認定発電設備
水力発電	最初の3年間 1/2	5,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 3/4	5,000kW以上の認定発電設備
地熱発電	最初の3年間 2/3	1,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 1/2	1,000kW以上の認定発電設備
バイオマス発電	最初の3年間 1/2	10,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 2/3	10,000kW以上20,000kW未満の認定発電設備
	最初の3年間 6/7	10,000kW以上20,000kW未満の認定発電設備のうち、木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずる固体のバイオマスを電気に変換するもの

※1 認定発電設備とは

経済産業省（資源エネルギー庁）による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた発電設備のこと。

※2 特定太陽光発電設備とは

下記に該当する太陽光発電設備（同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む）のこと。

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次の要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 出力50kW以上であること

(2) 次のいずれかの要件に該当すること

 - ◆二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）を受けて取得した設備
 - ◆地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する対象事業活動支援の対象となる事業により取得した設備

(3) 建築物の屋根に設ける設備でないこと

(4) 公有地に設ける設備でないこと

- ② 産業技術実用化開発事業費補助金又は特定公募型研究開発費補助金のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

2. 提出書類

共通	□償却資産にかかる課税標準の特例適用届出書
太陽光発電設備	□対象の補助等を受けて取得し、特例要件を満たす設備であることを証する書類の写し
太陽光発電設備以外	□経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について」の写し □電力会社との受給契約の成立を示す、 <u>連系開始日</u> が記載された「特定契約書」などの写し □バイオマスについては種類の確認ができるもの